

愛知県介護予防に関する市町村支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防に関する市町村支援事業の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 希望する市町村に介護予防専門職等をアドバイザーとして派遣することにより、高齢者の介護予防・自立支援の観点から踏まえた地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議（以下「地域ケア会議」という。）を円滑に立ち上げ、効果的に運営するための技術的指導・助言及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）の体制整備に関する支援を実施し、市町村における介護予防・自立支援の取組を強化する。

(運営団体)

第3条 本事業は、愛知県から委託を受けた団体（以下「運営団体」という。）が行うものとする。

(派遣者)

第4条 本事業により、市町村に出向き技術的指導・助言を行う者（以下「アドバイザー」という。）の要件及び業務内容は、次のとおりとする。

(1) 要件

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、(管理)栄養士のうち、(2)に掲げる業務に関する知識・能力を有する者として、運営団体が選定の上、県が認めた者。

(2) 業務内容

アドバイザーは、以下の業務を担うものとする。

(ア) 自立支援の観点を取り入れた地域ケア会議の立ち上げ・運営に関する支援業務

- ①実施市町村の地域ケア会議の立ち上げ支援
- ②実施市町村の地域ケア会議の効果的な運営のためのフォローアップ
- ③その他事業目的を達成するため必要と認められるもの

(イ) 一体的実施に関する支援業務

- ①実施市町村の一体的実施の立ち上げ支援
- ②実施市町村の一体的実施の効果的な運営のためのフォローアップ
- ③一体的実施に係る講義、情報提供等
- ④一体的実施に関するデータ分析、企画立案等についての助言
- ⑤その他事業目的を達成するため必要と認められるもの

(3) その他

アドバイザーとなる者は県が地域リハビリテーション専門職育成事業により実施する研修を受講し、資質の向上に努めるものとする。

(派遣先)

第5条 派遣先は、地域ケア会議及び市町村が主催する地域ケア会議に関する研修等とする。

(派遣者の選定方法)

第6条 アドバイザーは、運営団体とアドバイザーが所属する職能団体（以下「派遣団体」という。）が調整のうえ、次のとおり選定する。

(1) 派遣団体は、地域性を考慮したうえで、第4条(1)に掲げる要件に合致するものと考えられる者をアドバイザー候補者名簿（様式1-1）に登載し、運営団体に提出するものとする。

また、派遣団体は、アドバイザー候補者名簿の情報を適時更新し、更新した場合は運営団体に提出する。

(2) 運営団体は、アドバイザー候補者名簿（様式1-1）を基に、第4条(1)に掲げる要件を踏まえた上で、アドバイザー名簿（様式1-2）に職種ごとに登録し、各派遣団体に当該職種分のみ通知する。

(3) 愛知県は、(2)によりアドバイザー名簿に登録された者をアドバイザーとして委嘱する。

(派遣費用)

第7条 派遣費用は、次に示す額を参考に運営団体が支払うものとする。

(1) 派遣を実施した市町村から提出される実施報告書（様式3）を基に派遣従事時間を算出し、報償費及び旅費相当額をアドバイザーに支払う。

(2) 中止時の扱い：派遣が中止となった場合のキャンセル料は、発生しない。

(派遣手続き)

第8条 派遣手続きは、次のとおり行う。

(1) 愛知県は、当該年度分に係る県内市町村の派遣希望を取りまとめ、運営団体に情報共有する。

(2) 運営団体は、市町村の取組状況及び派遣希望を踏まえ、アドバイザー名簿を基に市町村及び派遣団体と調整し、派遣先・派遣回数・アドバイザーを選定の上、市町村及び派遣団体へ通知する。

(3) 市町村は、アドバイザーと派遣日程や実施内容の調整を行い、運営団体へ派遣依頼書（様式2）を原則派遣の3週間前までに提出する。運営団体は市町村から提出された派遣依頼書の写しを派遣団体に提供する。

(4) 市町村は、派遣実施後、原則1週間以内に実施報告書（様式3）を運営団体に提出する。

(5) 派遣に係る利用市町村からの意見等については派遣団体へ情報提供し、アドバイザーの資質向上に供するものとする。

(6) 市町村は、追加の派遣を希望する場合、その旨を愛知県に申し出るものとし、予算の範囲内で追加の派遣が可能な場合は、(1)から(5)までに準じた手続きを行う。

(7) 前年度にアドバイザー派遣を受けて、当該年度のアドバイザー派遣を希望しない市町村には、その後のフォローアップのため、当該年度中にアドバイザーを1回派遣する。
この場合、運営団体は(2)から(5)までに準じた手続きを行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、愛知県と運営団体で個別に協議する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年3月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年3月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。